

さわやか 代理人指名サービス

認知症になったら、
自分の預金などは
どうなるんだろう？

そうだ！
さわやか信用金庫の
「代理人指名サービ
ス」にお願いしよう！



僕が代理人に
なるんだね。

分かりました！

もしもの時に備えて
安心だね！

高齢の方には、将来ご家族が困ることのない安心感を！

ご家族には、高齢の方のさまざまな御負担のゆとりを！

「さわやか信用金庫」にご相談ください



*** このようなお悩みはございませんか？ ***

もしも自分が認知症になったら、財産の管理はどうすれば？

もしもの時に、財産のことで家族に迷惑をかけたくない

その他

ご相談内容は厳守します

 さわやか信用金庫

お問い合わせ先

支店 担当:

住所:

TEL:

受付時間：平日 9:00～17:00(当金庫休業日は除きます)

「任意後見制度」・「家族信託」・「代理人指名サービス」の違い

		任意後見制度	家族信託	代理人指名サービス
高 齢 の 方 の 判 断 能 力 あ り	高齢の方(委託者)の人格	個人	個人	個人
	代理人(受託者)の人格	個人、士業、法人(弁護士法人等)	個人、法人	個人
	代理人(受託者)の条件	特になし	相続人など	配偶者または二親等以内の血族
	対象となる取引	預金全般 (公正証書で代理権範囲を指定)	預金、融資全般 (高齢の方が決定する信託財産)	<ul style="list-style-type: none"> 当座預金、外貨預金を除く預金の入出金 (ご出金は1ヶ月に50万円以内を限度とさせていただきます) 預金口座の新規開設、解約 住所・電話番号の変更 残高証明書の発行 口座振替の設定(預金者の費用に限る) 出資の譲渡 その他

		任意後見制度	家族信託	代理人指名サービス
高 齢 の 方 の 判 断 能 力 喪 失	取引の相手	任意後見人	相続人等(受託者)	代理人 (代理人取引開始後は、高齢者本人との取引は不可)
	費用(概算)	<ul style="list-style-type: none"> 契約時 10万円～12万円 月額 3万円程度 	高齢の方の資産状況による	無料
	後見・サービスの開始など	<ul style="list-style-type: none"> 高齢の方の認知症、判断能力喪失など 家庭裁判所による後見監督人選任 	高齢の方の認知症、判断能力喪失など	高齢の方の認知症、判断能力喪失など
	代理人の変更、利用停止	家庭裁判所の審判	相続人等と受益者の合意、申出など	代理人からの解約申し出(預金者からの解約、代理人の変更は不可)

1. お取引の概要	<ul style="list-style-type: none"> ☛ お客さまの認知・判断能力が低下し、ご本人が当金庫と取引ができなくなる場合に備え、お客さまご本人の代わりにお取引いただく代理人を、あらかじめ指名できるサービスです。
2. 代理人として指定できる方	<ul style="list-style-type: none"> ☛ 配偶者、または血縁のあるご親族（二親等以内）とさせていただきます。 ※二親等以内とは、親、子ども、兄弟・姉妹、孫、祖父母。
3. 代理人によるお取引が可能となる時期	<ul style="list-style-type: none"> ☛ 預金者ご本人が認知症になってしまった後、代理人より医師の診断書などを提出いただき、代理人取引が始まります。 ※代理人は、預金者との関係が確認できる公的書類（住民票、戸籍謄本など）を持参いただきます。
4. 代理人ができる対象お手続き	<ul style="list-style-type: none"> ☛ ○当座預金、外貨預金を除く預金の入出金、新規開設・解約 ※「ご出金」は1ヶ月に50万円以内を限度とさせていただきます。 ○住所・電話番号変更等の届出 ○残高証明書発行 ○自動振替の設定（預金者のための費用のみ） ○出資金の譲渡 ※口座開設の支店にお申し込まれます。
5. お申込手続き	<ul style="list-style-type: none"> ☛ ①1回目の手続きは、預金者と代理人で、ご一緒に来店いただきます。 ※預金者と代理人は、本人を確認できる公的資料（運転免許証、各種健康保険証など）を持参いただきます。 ※預金者と代理人の関係が、配偶者又は血縁関係のある親族（二親等以内）であることがわかる住民票又は戸籍謄本を持参いただきます（原本還付可）。 ②2回目の手続きは、代理人が来店いただき代理取引が開始となります。
6. 代理人との取引	<ul style="list-style-type: none"> ☛ ①お取引の都度、本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証等）を持参いただきます。 ②代理取引の際、確認書類（請求書、領収書等）を提示いただくことがあります。また、取引に際し不審な点がある場合は、取引をお断りする場合があります。 ※お申込をいただいた支店（口座開設店）での取引とさせていただきます。
7. 取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ☛ 無料

《下記の事項に該当する際は、当金庫の判断でサービスを停止、終了または解約させていただく場合があります》

- ①当金庫から、預金者または代理人に連絡を取ることができなくなった場合。
- ②預金者または代理人が死亡した場合。
- ③代理人の認知・判断能力が無くなった場合。
- ④代理人の取引に不審な点があると当金庫が判断した場合。
- ⑤預金者または代理人のいずれかに、「補助・保佐・後見開始の審判、後見監督人の選任の審判、破産」のいずれかの事由が生じたことを預金者や代理人、ご家族から当金庫に連絡があった場合。
- ⑥当金庫がサービスの提供が相当でないと判断した場合。